

件名	愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課
根拠法令等	障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）
<p>【改正の概要】</p> <p>障害者基本法（地方施策推進協議会条例の制定根拠条項）の条ずれに伴う規定整備。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第26条第3項</u>の規定に基づき、愛媛県地方障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> </div> <p style="text-align: right;">↓</p> <p style="text-align: right;"><u>第34条第3項</u></p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号） 公布：平成23年8月5日 施行：平成23年8月5日（下記を除く部分） 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 （障害者政策委員会及び地方における合議制の機関にかかる部分）</p> <p>概要：障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、以下の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無にかかわらず共に教育を受けられる環境づくり ・ 車両、船舶、航空機等の移動施設を含む施設等におけるバリアフリー化 ・ 安全安心な生活を営むことができるよう防災・防犯対策の義務化 ・ 選挙等における施設設備の整備等 ・ 司法手続きにおける意思疎通の手段確保に関する配慮及び職員研修等 ・ 障害者政策委員会等における調査審議、実施状況の監視・勧告等 <p>備考：今改正は、上記にかかる部分。</p> <p>愛媛県地方障害者施策推進協議会（概要） 設置 平成6年11月21日 根拠 障害者基本法 委員数 15名（定員 20人以内） 会長 田中チカ子（財団法人えひめ女性財団理事長） 役割 愛媛県障害者計画に関して意見を延べること。 愛媛県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。 愛媛県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。</p>	